

第7期 三春町障がい福祉計画

第3期 三春町障がい児福祉計画

(令和6年度から令和8年度まで)

障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、  
住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。

令和6年3月

三 春 町

# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	国や県、本町の動向	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の基本指針	4
5	計画の内容	4
6	計画の期間	5

## 第 2 章 三春町の障がい者の現状

1	障がい者数の推移と傾向	
(1)	障がい者全体の推移と傾向	6
(2)	身体障がい者の推移と傾向	7
(3)	知的障がい者の推移と傾向	7
(4)	精神障がい者の推移と傾向	8
(5)	自立支援医療受給者証所持者の推移と傾向	8
2	障がい児の推移と傾向	
(1)	障がい児全体の推移と傾向	9
(2)	身体障がい児の推移と傾向	9
(3)	知的障がい児の推移と傾向	10
(4)	特別児童扶養手当受給者の推移	10

## 第 3 章 令和 8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

1	福祉施設から地域生活への移行	11
2	精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築	12
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14
4	福祉施設から一般就労への移行等	16
5	相談支援体制の充実・強化等	18
6	障がい児支援の提供体制の充実・強化等	19
7	特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築（重症心身障がい児、医療的ケア児）	20

## 第4章 障がい福祉サービス等の成果目標と確保策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 障がい児支援（児童福祉法に基づく）・・・・・・・・・・ 30
- 6 地域生活支援事業（市町村必須事業）・・・・・・・・・・ 32
- 7 地域生活支援事業（任意事業）・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

## 第5章 計画の円滑な推進

- 1 計画目標の達成に向けた推進体制・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

## 資料編

三春町障がい福祉サービスに関するアンケート調査結果《障がい者・障がい児》

- 第1章 障がい者福祉サービスに関するアンケート調査・・・・・・・・ 2
- 第2章 障がい児福祉サービスに関するアンケート調査・・・・・・・・ 37

### 「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では「障がい」と表記していますが、国の法律等で「障害」を表記している場合は、そのまま表記しているため混在しています。

### 「障がいのある方」の表記について

この計画書では「障がいのある方」の表記は障がい者と障がい児の両方、「障がい者」の表記は18歳以上の障がい者のみ、「障がい児」の表記は18歳未満の障がい児のみの意味を表しています。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

平成18年度に施行された「障害者自立支援法」では、市町村に障がい福祉サービスの提供体制の確保を目的として「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

また、平成28年度に成立した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では市町村において障がい児福祉計画を策定することが定められました。さらに、平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正により、共生社会の実現が法律に明記され、平成24年10月には「障害者虐待基本法」の施行、そして平成26年4月には、障害者の日常生活・社会生活への支援を総合的かつ計画的に行うための「障害者総合支援法」が完全施行されるなど、障がい者施策は大きく転換してきました。

## 2 国や県、本町の動向

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から5年を経て、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行されました。同じく平成25年には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備されたことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成18年12月国連採択。）を日本も締結しました。

引き続き平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化に決め細やかな対応をするための支援の充実を図ることになりました。

福島県においては、平成18年度から平成20年度を第1期とする障がい福祉計画を策定し、現在第6期を迎え市町村と連携して障がいのある方の地域生活を支える「障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう推進しており、これまでの計画達成状況と今後予想されるニーズを踏まえ、「第7期障がい福祉計画（計画期間令和6年度～令和8年度）」の策定を行います。

当町では、障害の有無にかかわらず全ての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定のもとあらゆる活動に参加できる社会の実現に向けて、「三春町障がい福祉計画」を策定し、平成29年からは、国や県の動向と歩調を合わせ、「三春町障がい児福祉計画」を策定し、障害者・障がい児施策を総合的に推進してきました。

また、障害のある方が地域において安心して暮らせるよう、地域生活に関わる現状や課題等を検討する協議の場として、平成20年に「地域自立支援協議会」を設置し、地域における支援体制を整備しています。令和5年からは、地域課題に対し広域的に対応するため三春町、田村市、小野町3市町が共同で組織する「田村地域自立支援協議会」を設置して、地域における支援体制を整備しています。

### 3 計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定されているサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定するものです。第7期は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画として策定します。

障がい児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第3期は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画として策定します。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画ともに「第7次三春町長期計画」を上位計画とし、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」等の関連計画と、整合性・連携を図るとともに、障害者基本法に基づく「第3期三春町障がい者計画（平成29年度から令和7年度）」において障がい者施策の基本理念と基本目

標に基づき、障害のある方への福祉サービスの必要な量の見込と見込量の確保・提供するための具体的な方策を示します。

## 第7次三春町長期計画

### 将来像

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」  
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

#### 第3期三春町障がい者計画

(計画期間)

平成29年度から令和7年度まで

(根拠法令)

障害者基本法第11条の第3項

(計画の性格)

障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定める計画

(計画の内容)

- 自立生活を可能にする生活環境の整備
- 啓発活動と社会参加の促進
- とともに支え合う地域福祉の推進

● 自立生活を支えるサービスの充実

#### ①第9次三春町高齢者福祉計画

#### ②第9期三春町介護保険事業計画

(計画期間)

令和6年度から令和8年度まで

(根拠法令)

- ① 老人福祉法第20条の8
- ② 介護保険法第117条

(計画の性格)

- ① 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- ② 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

#### 第7期三春町障がい福祉計画 第3期三春町障がい児福祉計画

(計画期間)

令和6年度から令和8年度まで

(根拠法令)

障害者総合支援法第88条第1号  
児童福祉法第33条の20

(計画の性格)

障がい者・障がい児福祉サービスの必要な見込量と提供体制の確保に関する計画

(計画の内容)

- 成果目標（数値目標）の策定
- 各種障害福祉サービスの見込み量と地域生活支援事業等の見込み量の策定等

## 4 計画の基本指針

本計画では、障がい者の高齢化・重度化・多様化や障がい者を支える家族の高齢化、障がい児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取り組みを推進する視点に立ち、次の事項を基本指標として定めます。

### ■ 令和8（2026）年度までに重点的に取り組む基本指針

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい児支援の提供体制の充実・強化等
- ⑦ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築  
（重症心身障がい児、医療的ケア児）

## 5 計画の内容

### ■ 障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■ 児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

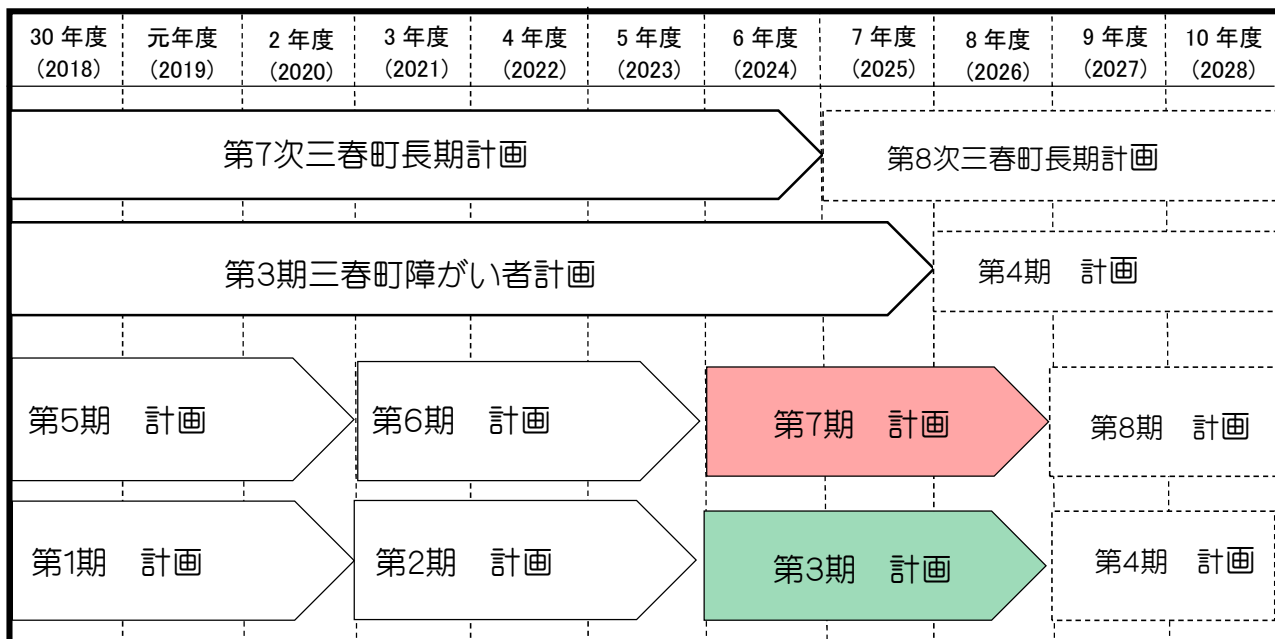
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■ 地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 6 計画の期間

この計画の期間は、国の基本指針により、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、三春町障がい福祉計画は、平成18年度から始まり、今回が第7期計画となり、三春町障がい児福祉計画は、平成30年度から策定が義務化され、今回が第3期計画となります。



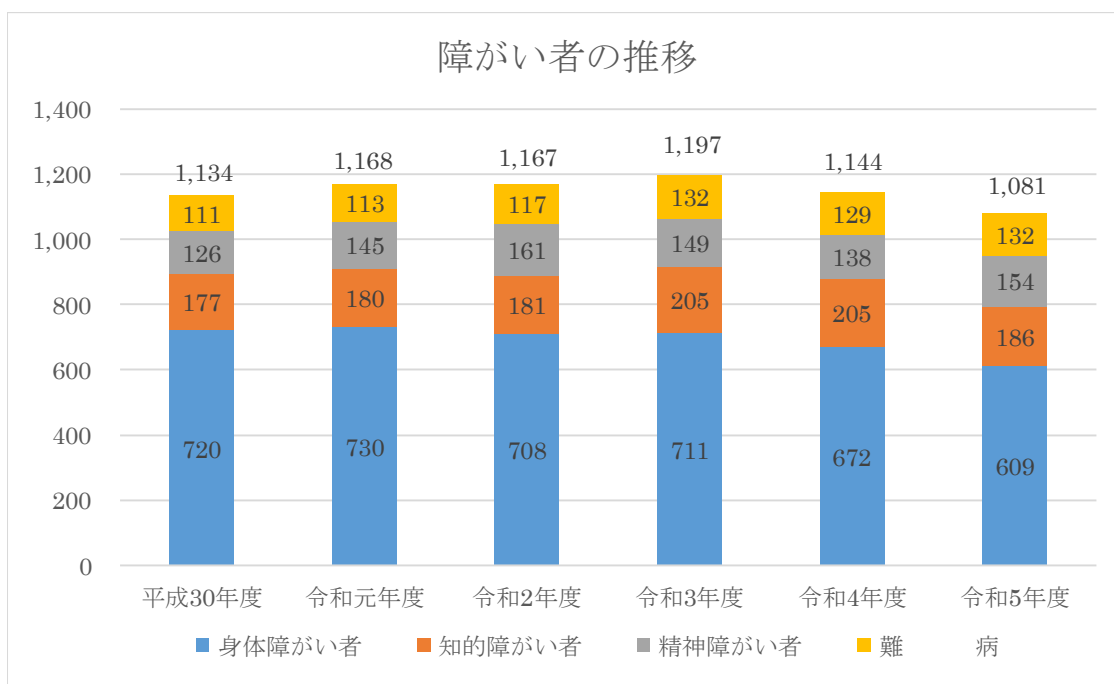


## 第2章 三春町の障がい者の現状

### 1 障がい者数の推移と傾向

#### (1) 障がい者全体の推移と傾向

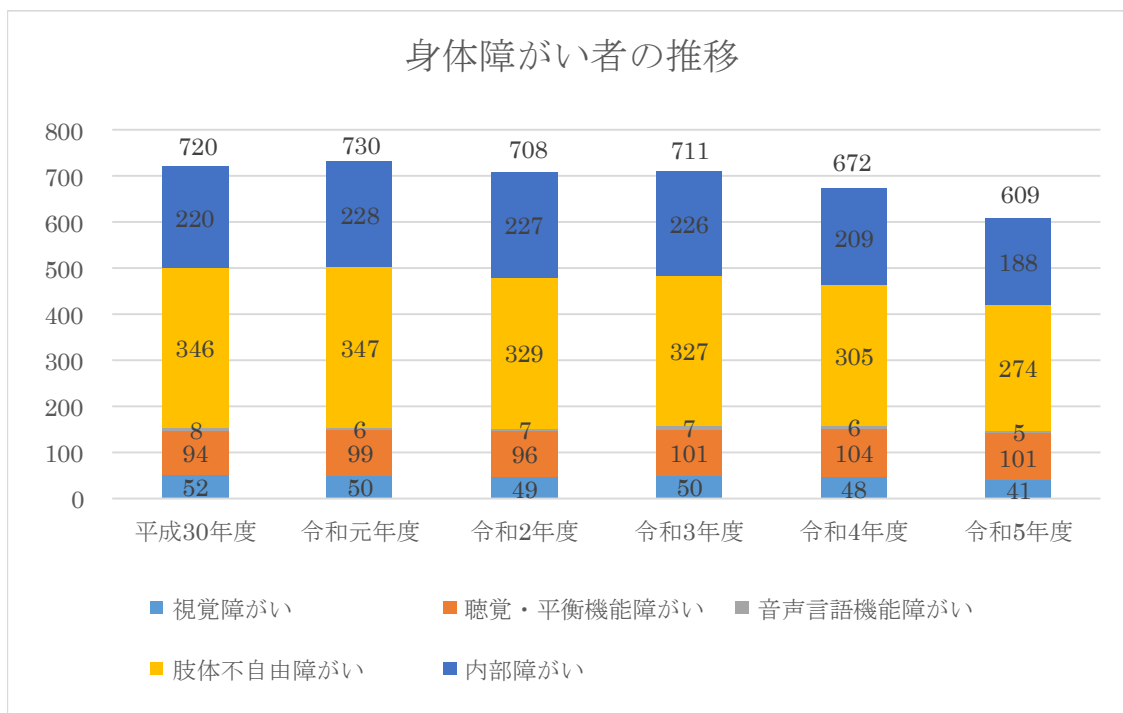
障がい者の推移を見ると、若干減少しており、令和5年度においては、難病認定者を含め、1,081人となっています。平成30年度と比較し、精神障がい者、知的障がい者、難病認定者は増加しているが、身体障がい者は減少しています。



年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口	17,823	17,613	17,433	17,281	16,743	16,556
障がい者数	1,134	1,168	1,167	1,197	1,144	1,081
身体障がい者	720	730	708	711	672	609
知的障がい者	177	180	181	205	205	186
精神障がい者	126	145	161	149	138	154
難 病	111	113	117	132	129	132
自立支援医療受給者証所持者(精神通院)	272	275	313	267	283	297

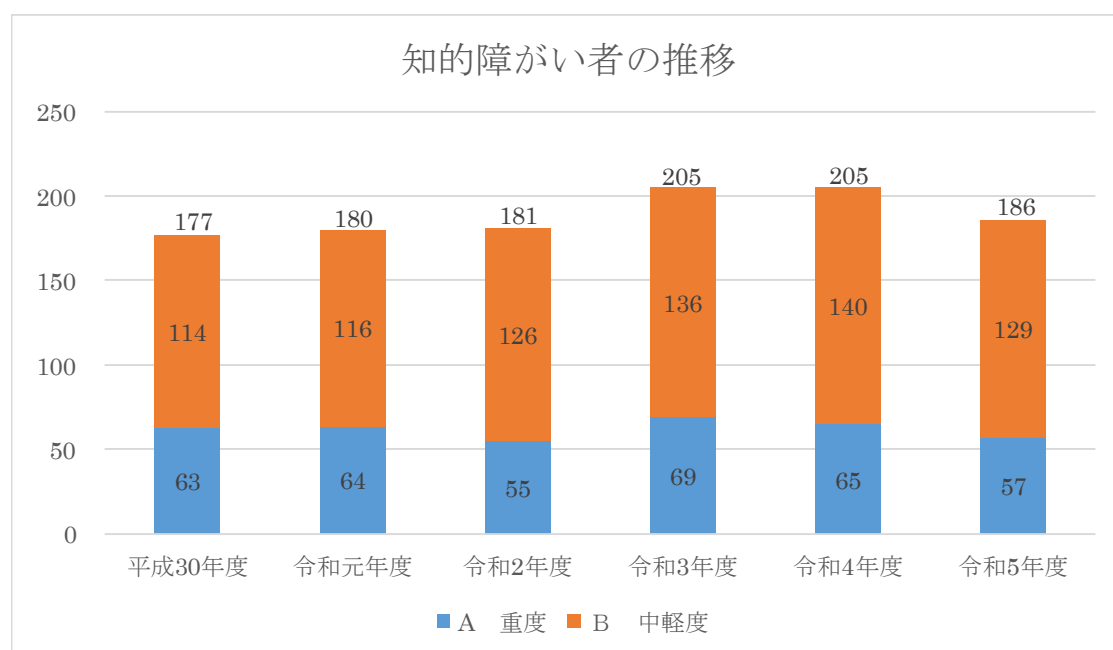
## (2) 身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和5年度においては609人となっています。障がい種別毎にみても全体的に減少傾向にあります。



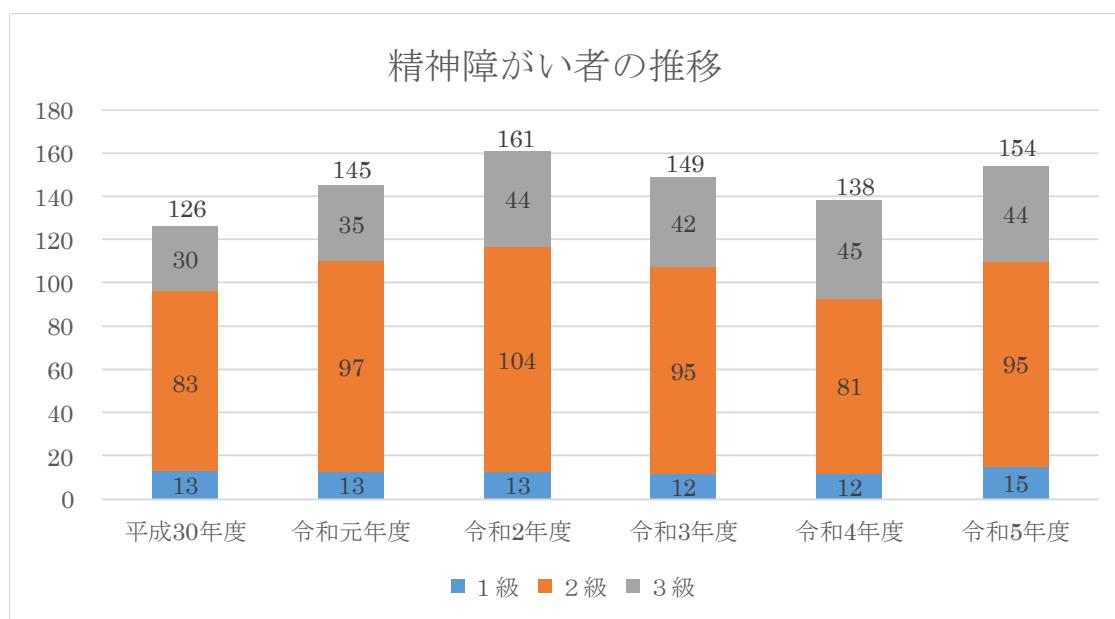
## (3) 知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和5年度においては186人となっており、平成30年度と比較すると増加しています。特に、B判定の知的障がい者が増えています。



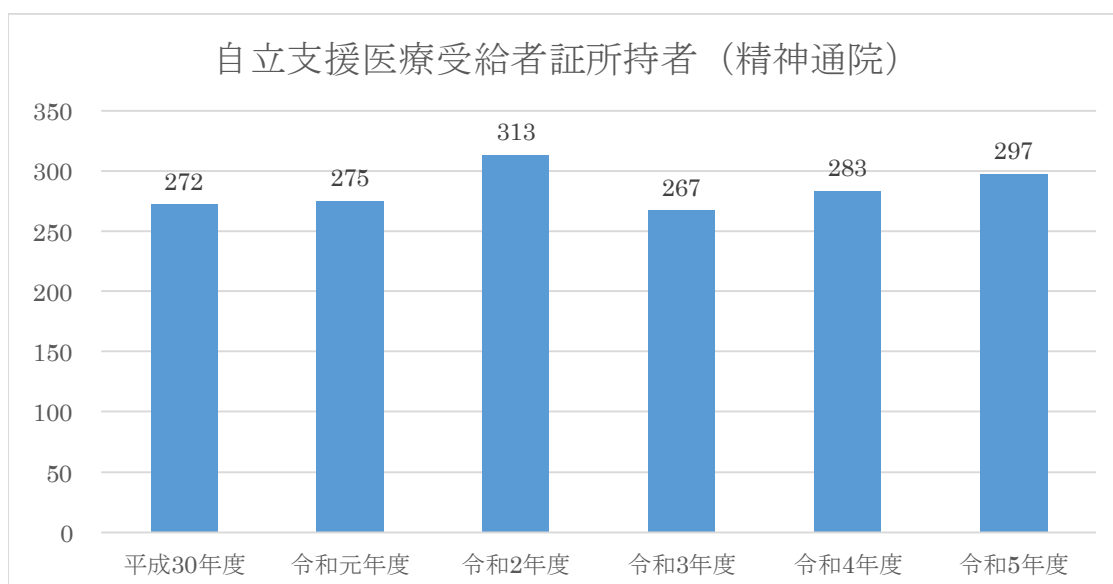
#### (4) 精神障がい者の推移と傾向

精神障がい者の推移を見ると、令和5年度においては154人となっています。平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にありました。令和2年度から令和4年度では減少傾向に転じましたが、平成30年度と比較すると、28人増加（伸び率：122%）となっています。また、認定別に見ると、2級が最も多く増加しています。



#### (5) 自立支援医療受給者証所持者の推移と傾向

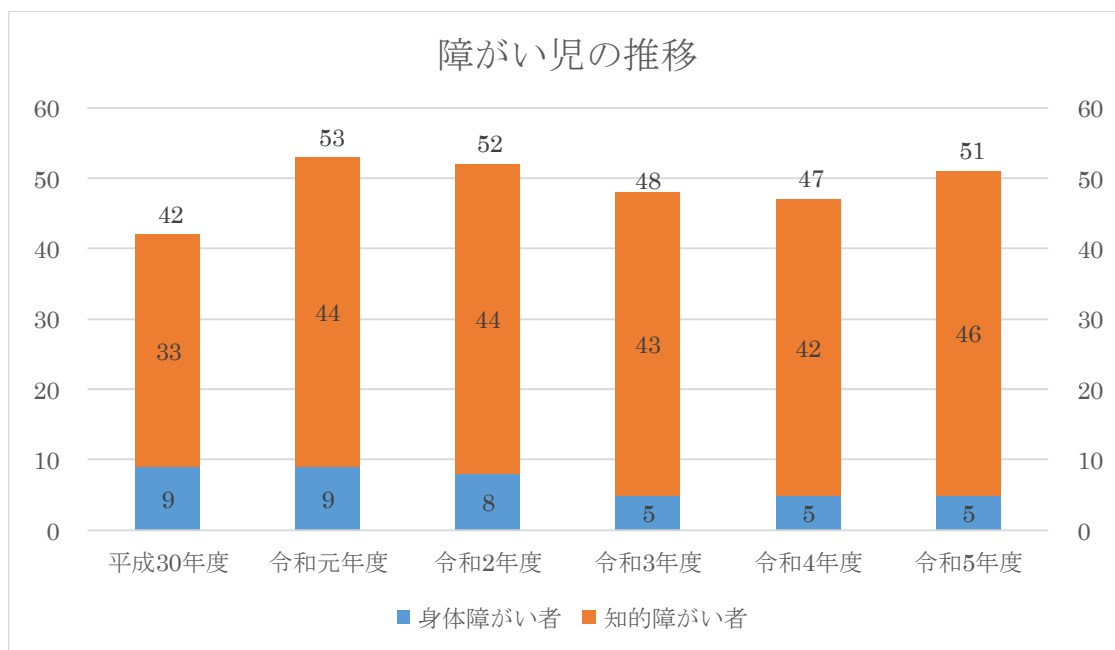
自立支援医療受給者証所持者の推移を見ると、令和5年度は297人となっています。令和3年度に一度減少しましたが、全体的に増加傾向にあります。平成30年度と比較すると25人増加（伸び率：109%）となっています。



## 2 障がい児の推移と傾向

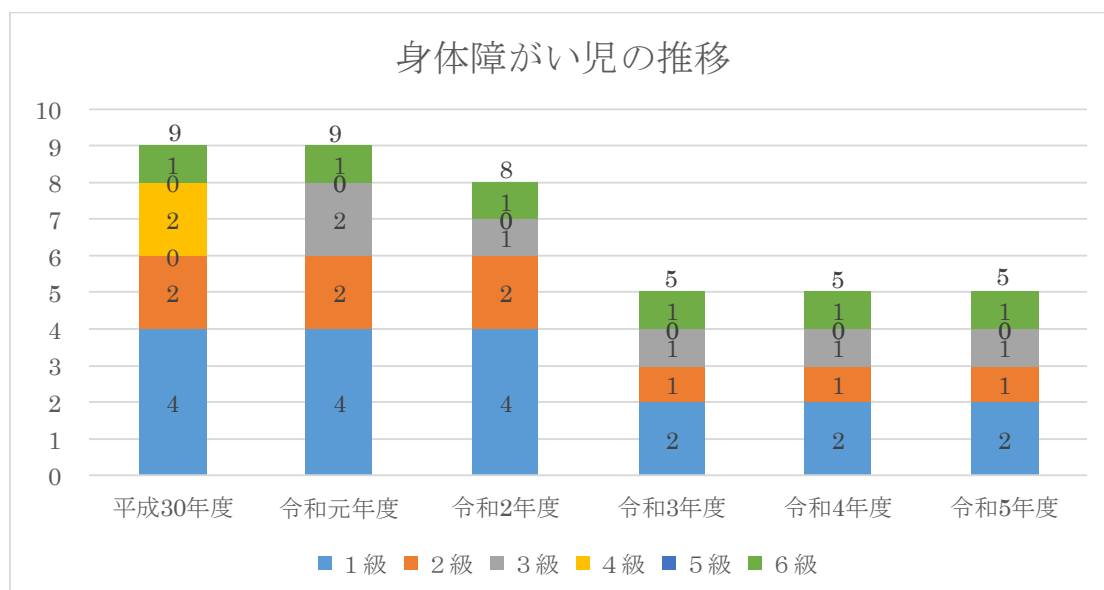
### (1) 障がい児全体の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和5年度において51人となっており、令和元年までは増加傾向でしたが、令和2年度からは減少となっています。令和5年度には増加となり、平成30年度と比較しても9人増加（伸び率：121%）となっています。



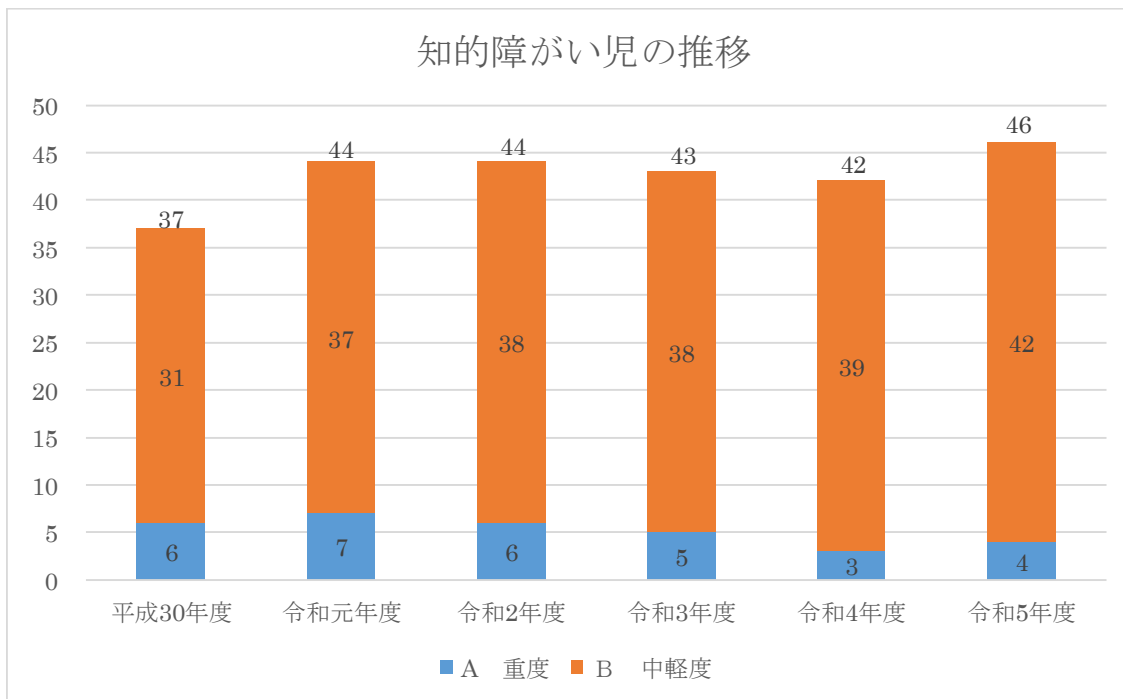
### (2) 身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和5年度は5人となっています。認定別に見ると1、2級の占める割合が多くなっています。



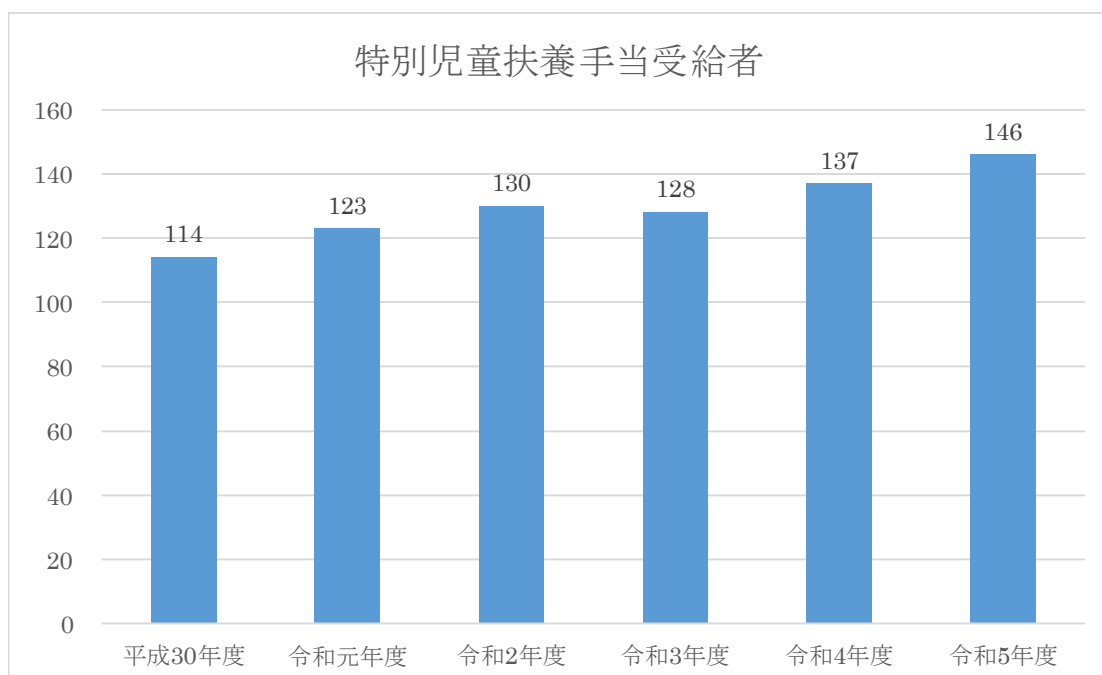
### (3) 知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和5年度においては46人となっています。認定別に見るとB中軽度が増加傾向にあります。



### (4) 特別児童扶養手当受給者の推移

特別児童扶養手当受給者の推移を見ると、令和5年度は146人となっています。手帳の所持と比較し、増加が顕著であり平成30年度に比べて32人増加（伸び率：128%）となっています。



## 第3章 令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

第7期三春町障がい福祉計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、令和8年度末を目標年度とし、国の基本方針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を推進します。

### 1 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### 《第6期の進捗状況》

第6期障がい福祉計画では、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数（19人）の11%（2人）が地域生活に移行することを目標としました。

#### 入所施設から地域移行

令和5年度末までの目標	令和4年度末までの実績	令和4年度末までの進捗率
2人	0人	0%

地域移行者数については、入所者の重度化・重複化が進んでおり地域移行が難しい層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしてきた障がい者も、本人やご家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。

#### 《第7期の目標と考え方》

##### 【目標】

第7期障がい福祉計画では、①令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数(20人)の5%（1人）を地域生活に移行することを目標とします。②令和4年度末時点の施設入所者から削減数については、本町の入所施設の定員が少ないことや施設への入所による支援がふさわしい障がい者も多くいることを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数 (A)	20人	
【目標値①】 (B) 入所施設からの地域移行	1人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数 (C)	0人	令和8年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込み数
令和8年度末の入所者数 (D)	19人	令和5年度末の利用者見込み数 (A-B+C)
【目標値②】 (E) 施設入所者の削減数	1人	差引削減見込み数 (A-D)

#### 《目標達成のための方策》

- グループホーム等の受け入れ体制の充実や、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点等の充実に努め、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がいへの受入に対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築

### (1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる体制（精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム）構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。また、田村地域自立支援協議会や県中障がい保健福祉圏域連絡会精神部会とも連携・情報共有を図りながら、必要な体制について引き続き協議を進めていきます。

※令和5年10月1日時点で1年以上入院している患者数は福島県中管内で176名おり、そのうち田村方部は13名（うち、三春町4名）が、医療上の入院の必要性がなく、退院可能な状態とされている。

### 《第6期の進捗状況》

今後の取組の方向性の検討及び関係機関との連携体制を築くことを目的とした県中障がい保健福祉圏域連絡会精神部会に出席し、現状や課題、整備の必要性等について確認・協議しました。

### 《第7期の目標と考え方》

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、保健、医療、福祉関係者等による協議の場（障がい者計画等検討委員会を兼ねる）を開催し、精神障がい者の地域移行を推進します。

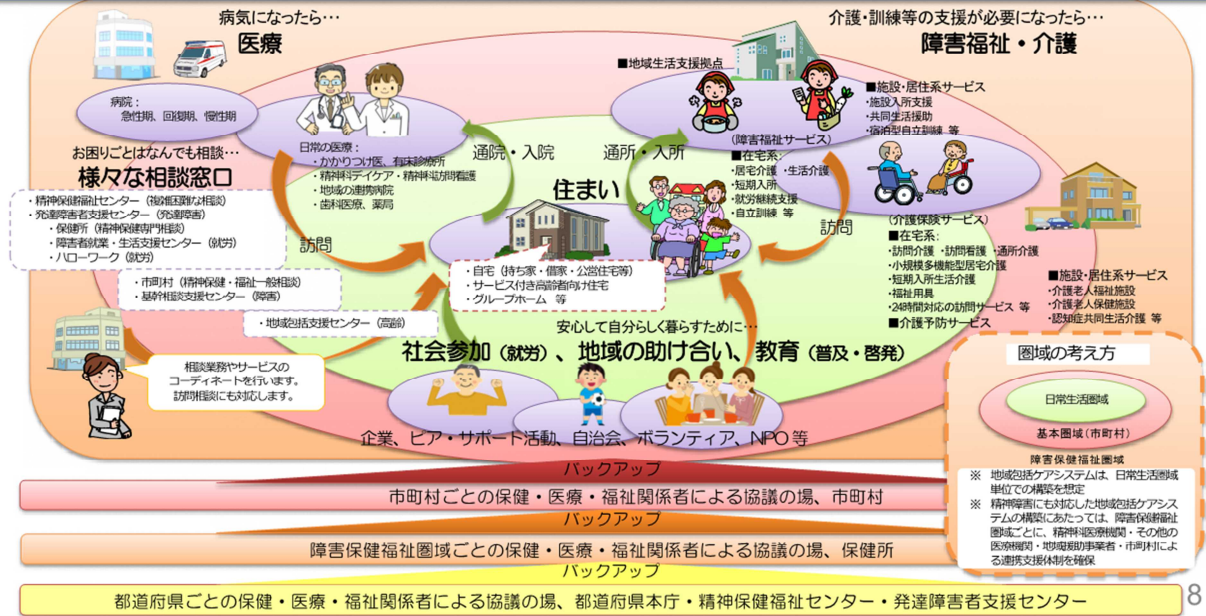
#### 【目標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催（障がい者計画等検討委員会を兼ねる）		1回以上	1回以上	1回以上
協議の場の参加人数	保健関係者	1人	1人	1人
	医療（精神科）関係者	1人	1人	1人
	医療（精神科以外）関係者	1人	1人	1人
	福祉関係者	2人	2人	2人
	介護関係者	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族	1人	1人	1人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回以上	1回以上	1回以上
地域移行支援		1人	1人	1人
地域定着支援		1人	1人	1人
共同生活援助		10人	11人	12人
自立生活援助		1人	1人	1人
自立生活訓練（生活訓練）		3人	4人	5人



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要がある。



### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する、地域生活支援拠点等の5つの機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の集約等を行う拠点のさらなる充実を図ります。

#### 《第6期の進捗状況》

令和3年4月より、田村地方基幹相談支援センター業務と一体的に、地域生活拠点等整備事業の委託を開始するとともに、田村地方圏域における整備方針（面的整備型）を整理しました。

※面的整備型：5つの機能を特定の施設に集約するのではなく、すべての障がい福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆるサービスをつなぎ、ネットワークを構築しながら、複数の機関で機能を分担する体制

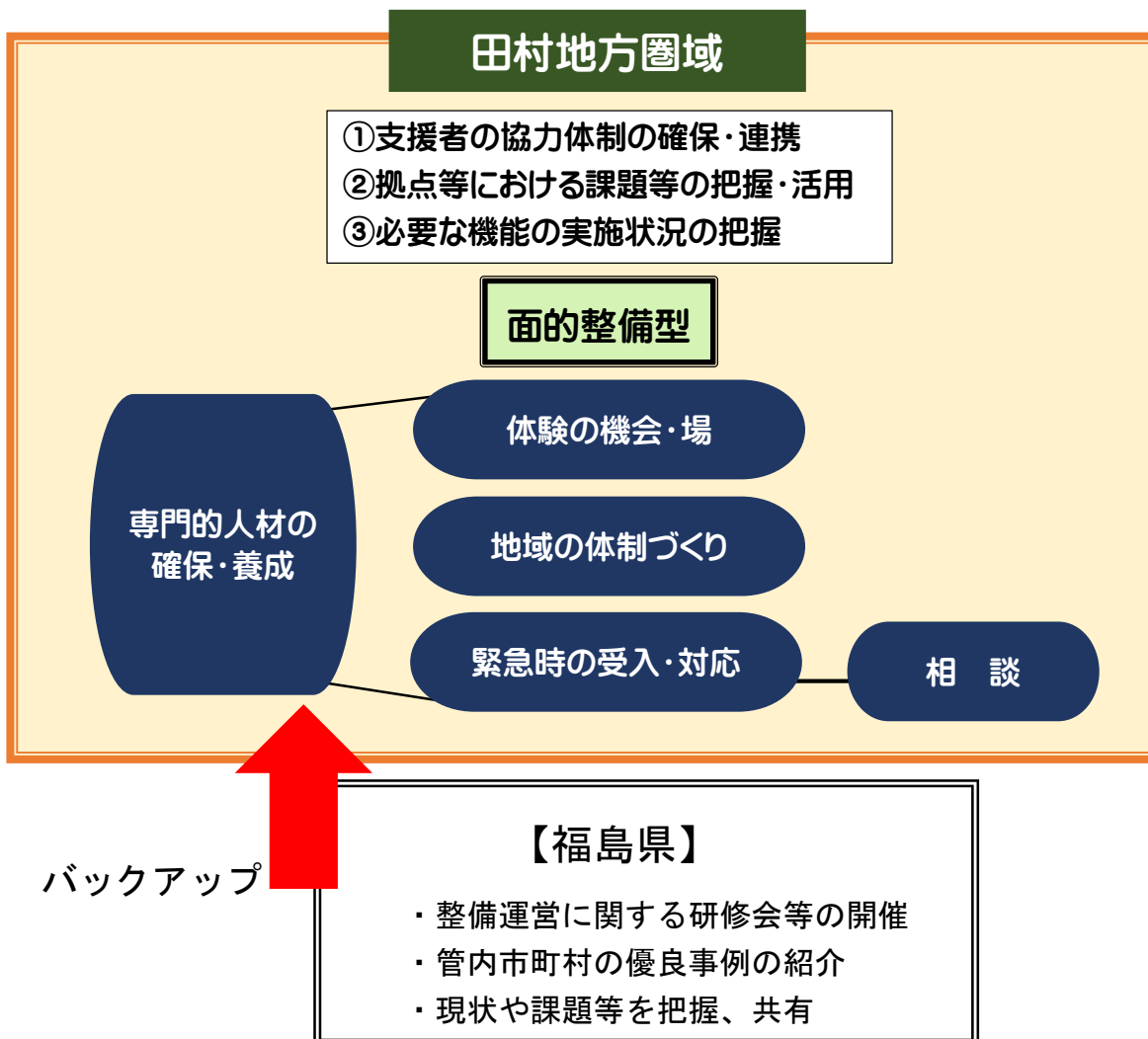
### 《第7期の目標と考え方》

現在は、基幹相談支援センターに3名の職員を配置し、センター業務と一体的に委託しておりますが、今後、さらなる機能充実のためには、現状や課題を把握し、機能の調整役を担うコーディネーター数を増やすことも必要となっています。

今後も、年1回以上運用状況の検証を行うとともに、コーディネーターの配置人数の増加を目指します。

#### 【目標】

項目	目標
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	4人以上
令和8年度末時点の検証・検討回数	1回以上/年



#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

##### 《第6期の進捗状況》

第6期障がい福祉計画では、令和5年度の年間一般就労者数を2人とし、そのうち1人が就労定着支援事業を利用して一般就労するとし、令和3年度から令和4年度での一般就労者の実績人数は2人で、そのうち就労定着支援を利用した人は1人となり、目標を達成しました。

また、就労定着支援事業所については、町内には無いため達成されませんでした。

	目標値	令和3年度の実績	令和4年度の実績
①令和5年度の年間一般就労者数	2人	1人	1人
②令和5年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	1人	1人	0人
③令和5年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人	0人	1人
④令和5年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人	0人	0人
⑤令和5年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数	1人	1人	0人
⑥令和5年度の一般就労への移行者全体に占める就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合	50%	100%	0%
⑦令和5年度の就労定着支援事業所数	1事業所	0事業所	0事業所
⑧一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	0事業所	0事業所

### 《第7期の目標と考え方》

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

#### 【目標】

項目	数値
【目標値①】 令和8年度の就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数	3人
【目標値②】 ①のうち就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値③】 ①のうち就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値④】 ①のうち就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値⑤】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	1人
【目標値⑥】 一般就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所

#### 《目標達成のための方策》

○民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。

○就労移行支援事業所等の就労支援事業により福祉施設から一般就労への移行を促進します。

○就労移行支援事業所等と相談支援事業所の連携を支援し、就労支援事業の利用促進に努めていきます。

○就労定着支援事業所は町内には無く、町外の事業所を利用しています。就労後も就労継続できるように、就労定着支援サービスへつながる支援体制の整備に努めていきます。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

### 《第6期の進捗状況》

令和4年4月より、指定相談支援事業所が1箇所追加となり、町内で相談支援を行う事業所が計3箇所となりました。

### 《第7期の目標と考え方》

#### 【目標】

相談支援事業所との定例会において、田村三市町（田村市、三春町、小野町）で委託する田村地方基幹相談支援センター及び町内の相談支援事業所との定期的な情報交換、課題等について協議しながら、相談体制の強化に努めます。また、相談支援事業所連絡会において事例検討等を行いながら、相談支援専門員の資質向上を図ります。

また、相談支援事業所ごと受けもつ担当件数に差があり、モニタリングが十分できていない等の課題もあるため、ケースの引継ぎ等を通して、事業所ごとの担当件数に偏りが無いよう調整していきます。

項目	数値	備考
【目標値①】 相談支援事業所との定例会の開催	1回以上/月	毎月第2木曜日に開催
【目標値②】 相談支援事業所連絡会（勉強会）の開催	1回以上/2か月	
【目標値③】 担当相談件数の調整	80人程度	一人あたり相談員が受けもつ担当件数

## 6 障がい児支援の提供体制の充実・強化等

田村三市町（田村市、三春町、小野町）で委託するたむら地方児童発達支援センターを中心として、町内に居住する障がい（疑い）のある児童が地域で安心して相談や支援が受けられるよう、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

### 《第2期の進捗状況》

令和5年7月より、新たに児童発達支援センター機能強化事業について、社会福祉法人福島県福祉事業協会へ委託しました。（センター名称：たむら地方児童発達支援センター）

### 《第3期の目標と考え方》

たむら地方児童発達支援センターを中心として、関係課、関係機関が連携しながら、発達障がい、不登校、貧困、虐待等問題が複雑化しているハイリスクな児童と家族の相談支援（アドバイザー相談業務）を行います。

また、不登校やひきこもり等の状況にある児童に対し、家庭や学校以外でも安心して過ごせる場（療育体験の場）を提供するとともに、ライフステージの変化に応じた相談支援ができる体制づくりに努めます。

項目	数値	備考
【目標値①】 センターへの相談件数（アドバイザー相談業務）	56件/年	令和8年度末のセンターへの相談件数（実人数）
【目標値②】 センターの利用件数（療育体験の場の提供）	12件/年	令和8年度末のセンター利用件数（延べ人数）

## 7 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築

### (重症心身障がい児、医療的ケア児)

重症心身障がい児を含む医療的ケア児が適切な支援を受け、また家族の負担が軽減ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制の構築を進めていきます。

※重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した児童をいいます。

※医療的ケア児とは、病院以外の場所でたん吸引や、経管栄養、人工呼吸器等の医療機器を使用し、生きていく上で医療的援助が必要な児童をいいます。

#### 《第2期の進捗状況》

医療的ケア児等支援のための協議の場として、令和5年度に医療的ケア児等支援協議会を設置し、令和6年度より医療的ケア児等コーディネーターを配置することを決定しました。

#### 《第3期の目標と考え方》

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備に向け、まず重症心身障がい児の実情やニーズ、課題等について把握するとともに、支援可能な事業所の情報収集に努めます。

また、令和6年度より医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児の実態把握を行うとともに、医療的ケア児及び家族の支援体制を強化します。また、医療的ケア児等支援協議会の中で、関係機関と地域の支援体制に関する課題や情報交換・協議を行い、医療的ケア児及び家族が安心して生活できる体制整備に取り組みます。

項 目	数 値	備 考
【目標値①】 重症心身障がい児を含む医療的ケア児の実情やニーズ把握	1回以上/年	国が示す重症心身障がい児を支援する事業所の整備は令和8年度末まで。そのための実情等を把握に務める。
【目標値②】 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人以上	令和6年度より町内1事業所への委託により配置予定
【目標値③】 医療的ケア児等支援協議会の開催	1回以上/年	令和6年度より開催予定



## 第4章 障がい福祉サービス等の成果目標と確保策

### 1 訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名		内容
介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	移動時、それに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に、必要となる援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために、必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

#### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	24.0	20.7	25.0	17.2	26.0	31.0
	時間/月	212.0	171.4	216.0	138.7	220.0	272.0
重度訪問介護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0
同行援護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0
行動援護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障がい者 等包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○ 居宅介護については概ね目標どおりとなっていますが、その他は見込量を下回っています。

### 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
居宅介護	人/月	25	26	27
	時間/月	200	208	212
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	15	15	15
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図りながら、サービスの内容や利用方法の情報提供を行い、適切な利用を促進します。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

## 2 日中活動系サービス

### 《サービスの概要》

サービス名		内 容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所【福祉型】	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所【医療型】	医学的処置を必要とする人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、病院や診療所等で日常生活の介護や機能訓練を行います。
訓練等給付	自立訓練【機能訓練】	身体に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練【生活訓練】	精神に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部や内部の日中活動サービスを利用している人に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談援助等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援A型	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。
	就労継続支援B型	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就業に伴う生活面の課題を解決できるよう、障がい者との相談を通じて、事業所、家族、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。	

《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 【福祉型】	人/月	9.0	5.3	10.0	7.3	11.0	8.2
短期入所 【医療型】	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
療養介護	人/月	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
生活介護	人	63.0	48.8	66.0	49.3	69.0	51.0
自立訓練 【機能訓練】	人/月	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
	人日/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
自立訓練 【生活訓練】	人/月	5.0	2.0	5.0	5.1	5.0	7.2
	人日/月	70.0	37.0	70.0	79.2	70.0	128.0
宿泊型 自立訓練	人/月	2.0	1.5	2.0	2.7	2.0	3.0
	人日/月	60.0	44.5	60.0	80.9	60.0	90.3
自立生活援助	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
	人日/月	30.0	0.0	30.0	0.0	30.0	0.0
就労移行支援	人/月	2.0	2.5	2.0	5.5	2.0	7.2
	人日/月	40.0	49.8	40.0	86.6	40.0	122.9
就労継続支援 A型	人/月	4.0	3.0	4.0	3.9	4.0	2.0
	人日/月	80.0	62.3	80.0	71.8	80.0	41.0
就労継続支援 B型	人/月	70.0	74.3	73.0	76.3	76.0	80.9
	人日/月	1320.0	1302.9	1350.0	1362.3	1380.0	1465.1
就労定着支援	人/月	1.0	0.2	1.0	0.9	1.0	1.0

- 療養介護は概ね目標どおりとなっています。生活介護は目標まではいかないものの若干の増加傾向にあります。
- 自立訓練【機能訓練】は町内に事業所がないことから実績が上がらない状況です。
- 自立訓練【生活訓練】、宿泊型自立訓練は概ね目標どおりであり、増加傾向にあります。
- 就労系は一定のニーズがあり、就労継続支援B型の利用者数は見込量を上回っています。

《第7期の見込量と考え方》

サービス名称		単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
短期入所【福祉型】		人/月	10	12	14
が い 者	う ち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0
		高次脳機能障がい	人/月	0	0
		医療的ケア必要	人/月	1	2
短期入所【医療型】		人/月	0	0	0
が い 者	う ち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0
		高次脳機能障がい	人/月	0	0
		医療的ケア必要	人/月	0	0
療養介護		人/月	4	4	4
生活介護		人/月	50	53	55
が い 者	う ち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0
		高次脳機能障がい	人/月	0	0
		医療的ケア必要	人/月	1	2
自立訓練【機能訓練】		人/月	1	1	1
		人日/月	5	5	5
自立訓練【生活訓練】		人/月	7	8	9
		人日/月	130	150	170
宿泊型自立訓練		人/月	3	3	3
		人日/月	90	90	90
自立生活援助		人/月	3	3	3
		人日/月	30	30	30
就労移行支援		人/月	7	8	9
		人日/月	120	135	150
就労継続支援A型		人/月	4	4	4
		人日/月	70	70	70
就労継続支援B型		人/月	80	85	90
		人日/月	1470	1570	1670
就労定着支援		人/月	1	1	1

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 短期入所事業所が町内にないが、近隣市町村と広域的に連携し、利用できる体制を構築します。
  - 地域移行への推進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
  - 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
  - 介護者の高齢化、病気などによる緊急時の対応やレスパイトケアを含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、民間事業者への働きかけを行っていきます。
  - 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。
- ※ レスパイトケアとは、在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護や育児をしている家族に、支援者が介護や育児を一時的に代替しリフレッシュしてもらうこと。

## 3 居住系サービス

### 《サービスの概要》

施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	17.0	16.3	16.0	21.3	16.0	22.2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23.0	18.6	24.0	19.4	25.0	19.2

- グループホームは、見込量は上回っていないものの、介護者の高齢化もあって年々需要が高まっており、一定の利用が見られます。

### 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
施設入所支援	人/月	21	20	19
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23	24	25
障がい者 うち 重度	強度行動障がい	人/月	0	0
	高次脳機能障がい	人/月	0	0
	医療的ケア必要	人/月	1	2

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、民間事業所と協力して新規設置を推進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

## 4 相談支援

### 《サービス概要》

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、その後の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	15.0	17.7	15.0	16.6	16.0	42.9
地域移行支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
地域定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0

- 計画相談支援は、町内の相談支援事業所が1カ所追加され、3カ所になったことで、実績値が大きく増加しました。
- 地域移行支援、地域定着支援は事業所はあるものの、第6期では利用実績がありませんでした。

### 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
計画相談支援	人/月	21	21	21
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

※各サービスにおいて、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、関係機関との定期的な情報交換や相談助言により専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 一人当たりの相談件数増加に伴い相談支援専門員の負担が増加しないよう、相談支援専門員養成の支援を行います。



## 5 障がい児支援（児童福祉法に基づく）

### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングの支援を行います。

《第2期障がい児福祉計画の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	36.0	35.1	40.0	40.8	44.0	36.1
	人日/月	220.0	185.0	250.0	185.1	280.0	175.2
放課後等 デイサービス	人/日	70.0	76.9	72.0	89.5	74.0	88.2
	人日/月	310.0	351.3	330.0	413.6	350.0	406.8
保育所等訪問 支援	人/月	2.0	0.3	3.0	0.2	3.0	0.0
	人日/月	8.0	0.3	12.0	0.2	12.0	0.0
医療型 児童発達支援	人/月	2.0	1.0	2.0	0.0	2.0	0.0
	人日/月	30.0	1.8	30.0	0.0	30.0	0.0
障がい児相談 支援	人	10.0	10.1	11.0	10.1	11.0	22.0

- 児童発達支援は見込量を下回っていました。
- 放課後等デイサービスはニーズが高く、見込量を上回っています。
- 保育所等訪問支援は町内に事業所数がなく、ニーズも低いいため見込量を下回っています。
- 障がい児相談支援は概ね見込量どおりになっており、町内相談支援事業所が1カ所加わり、3カ所になったことで増加しています。

《第3期障がい児福祉計画の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
児童発達支援	人/月	40	40	40
	人日/月	200	200	200
放課後等 デイサービス	人/月	86	90	95
	人日/月	370	390	410
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	15	15	15
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	15	15	15
障がい児相談支援	人	20	20	20

※各サービスにおいて、第2期実績の伸び率等を踏まえて第3期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 保育所等訪問支援、医療型児童発達支援は対応できる町内事業所がないためサービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障がい福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。
- サービスを必要としている障がい児が適切な支援を受けられるように、町内の福祉サービス事業所間の移動支援を検討します。

## 6 地域生活支援事業（市町村必須事業）

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業 (障がい者相談支援事業)	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化の取組を行います。
相談支援事業 (住宅入居等支援事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度 利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行うことで安心して制度が利用できるよう支援します。

成年後見制度 法人後見支援事業	県や近隣市町村と連携しながら、社会福祉協議会等との 具体的協議を進めていきます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、意思疎通を図ることに支障がある方の ために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活 用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修 事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの 支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話 表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出する際に ヘルパーによる支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の 提供、社会との交流の促進等を行います。

### 《第6期の進捗状況》

		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業		回/年	1	1	1	3	1	2
自発的活動支援事業		回/年	1	1	1	0	1	0
相談 支援 事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	2	3	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	1	2	1	3	1	3
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	1	0	1	0	1	0
支 意 援 思 事 疎 業 通	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	件/年	100	115	110	136	120	116
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—	—	—	—
具 日 給 常 付 生 事 活 業 用	一般用具	件/年	25	10	26	12	27	4
	排泄用具	件/年	670	693	675	663	680	662
手話奉仕員養成研修事業		人	12	10	12	17	12	9
移動支援事業		人/年	4	1	4	0	4	1.0
		時間	45	7	45	0	45	8.0
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	1	—	1	—	1	—

### 《第7期の見込量と考え方》

		単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
理解促進研修・啓発事業		回/年	1	1	1
自発的活動支援事業		回/年	1	1	1
相談 支援 事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	3	3	3
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	2	3
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	0	0	1
支 援 事 業	意思疎通 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	1 2 5	1 3 5	1 4 5
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—
事 業 付 給 生 活 用 具	一般用具	件/年	1 0	1 0	1 0
	排泄用具	件/年	6 6 5	6 6 5	6 6 5
手話奉仕員養成研修事業		人	1 0	1 0	1 0
移動支援事業		人/年	1	1	1
		時間	7	7	7
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	1	1	1

※各事業において、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

#### ○ 理解促進研修・啓発事業

三春秋祭りにおいて障がい福祉事業と協力し「障がい者差別解消法」理解促進のためのパネル展示、町内事業所の案内や障がい者に関する無料相談コーナーを設置し、啓発活動を行います。今後も引き続き、研修会の開催や障がい者基本法に基づく「障がい者週間」をPRし、広く住民の方へ障がい者の福祉について関心と理解を深めていきます。

※ 「障がい者週間」とは、毎年12月3日～12月9日までの一週間であり、この期間を中心に国や地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

○ 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に活動を行うための支援として、当該事業の周知を図っていきます。

○ 相談支援事業

障がいのある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、町内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

○ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会を実現に向けて本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として権利擁護支援が位置づけられました。権利擁護支援の具体的手段として、成年後見制度の利用促進が求められています。

今後、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大する見込みであり、必要な人が適切なタイミングで制度を利用できるよう広報啓発や利用促進等に努めます。

※成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護（福祉サービスの契約や施設の入退所の手続き等）を、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行い、ご本人の権利を保護する制度であり、権利擁護支援の具体的手段として活用されるもの。

① 広報啓発の充実と相談体制の整備

本人や家族、地域住民や地域の医療・福祉関係者に対し制度内容の理解促進、相談窓口周知のための研修会や講演会等を開催するとともに、

相談窓口を明確化することで、相談しやすい環境を整備します。

② 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの強化

中核機関を中心として、福祉・行政・法律専門職の連携による支援（地域連携ネットワーク）をさらに強化し、権利擁護支援を行う3つの機能が適切に実施されるための体制づくりに取り組みます。

※権利擁護支援を行うための3つの機能…①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

③ 担い手の確保・育成等

今後制度利用ニーズの増加に対応するため、後見人等の担い手の確保・育成等が重要であり、ニーズに合わせて多様な担い手の確保が必要となります。

そのため、市民後見人・法人後見実施団体の育成について、県や近隣市町村と連携しながら、社会福祉協議会等との具体的協議を進めていきます。

○ 意思疎通支援事業

手話通訳を必要とする聴覚障がい者の方々への通訳者の派遣は、増加傾向にあり今後も微増で推移すると見込まれることから派遣機関との連携を密にします。

また、手話通訳者設置事業についても、当面、町が行う手話奉仕員養成講座を通して、手話の普及に努め、手話通訳者の育成のための環境づくりを推進していきます。

○ 日常生活用具給付事業

対象者が給付事業により遅滞なく日常生活用具を受給できるよう、制度の周知を図るとともに適正な給付ができるよう制度の熟知に努めます。

○ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座は、平成26年度より開講され、入門課程と基礎課程に分けて2か年で実施しています。令和5年度までに、第5期養成講座を開講し、手話奉仕員養成に努めました。また、手話奉仕員登録試

験を合格し、手話奉仕員として登録した方に対し、フォローアップ研修の実施し、手話通訳者の育成のための環境づくりを推進していきます。

○ 移動支援事業

事業所との連携とニーズの把握に努め、適正な利用ができるよう支援していきます。

○ 地域活動支援センター

町内に施設は無く、障がい者の日中活動の場として施設整備に向けて、社会福祉協議会などの関係機関と協議しながら地域活動支援センター機能強化事業の展開を検討し、機能の拡充に努めます。

## 7 地域生活支援事業（任意事業）

### 《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がい者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
通所入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、施設での入浴サービスを行う事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、普通自動車免許を取得するのに要する経費について、当該障がい者に対し、自動車運転免許取得費を助成する事業です。
自動車改造費助成事業	上肢・下肢又は体幹機能の障がい者が所有し、運転しようとする自動車を当該障がい者の運転しやすいように手動装置等を改造する場合、改造に要する費用に対して補助金を交付します。



### 《第6期の進捗状況》

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	人/年	6.0	12	6.0	15	6.0	8
訪問入浴サービス事業	回/年	120	93	120	89	120	108
通所入浴サービス事業	回/年	575	229	860	161	860	158
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1	0	1	0
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	1	1	1	1

○ 日中一時支援事業

土日の一時預かりや日中サービスの時間延長として利用する状況が多く、利用者数は見込量どおりです。

○ 訪問入浴サービス事業

家族、支援者の高齢化によりサービスの利用回数が増加しています。

○ 通所入浴サービス事業

訪問入浴同様に家族、支援者の高齢化に伴い今後も増加が見込まれます。

### 《第7期の見込量と考え方》

	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
日中一時支援事業	人/年	25	30	35
訪問入浴サービス事業	回/年	100	110	120
通所入浴サービス事業	回/年	160	160	160
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

※各事業において、第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

## 《見込量を確保するための方策》

### ○ 日中一時支援事業

支援を必要とする障がい者やその家族等に事業内容について広く周知するなど利用促進の向上に努めていきます。

### ○ 通所入浴サービス事業

介護者、障がい者の高齢化により利用者のニーズが高くなり、利用回数の増加が見込まれることから、希望に沿うような支援ができるよう努めます。

### ○ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

適正な利用ができるよう制度の周知に努めます。

## 第5章 計画の円滑な推進

### 1 計画目標の達成に向けた推進体制

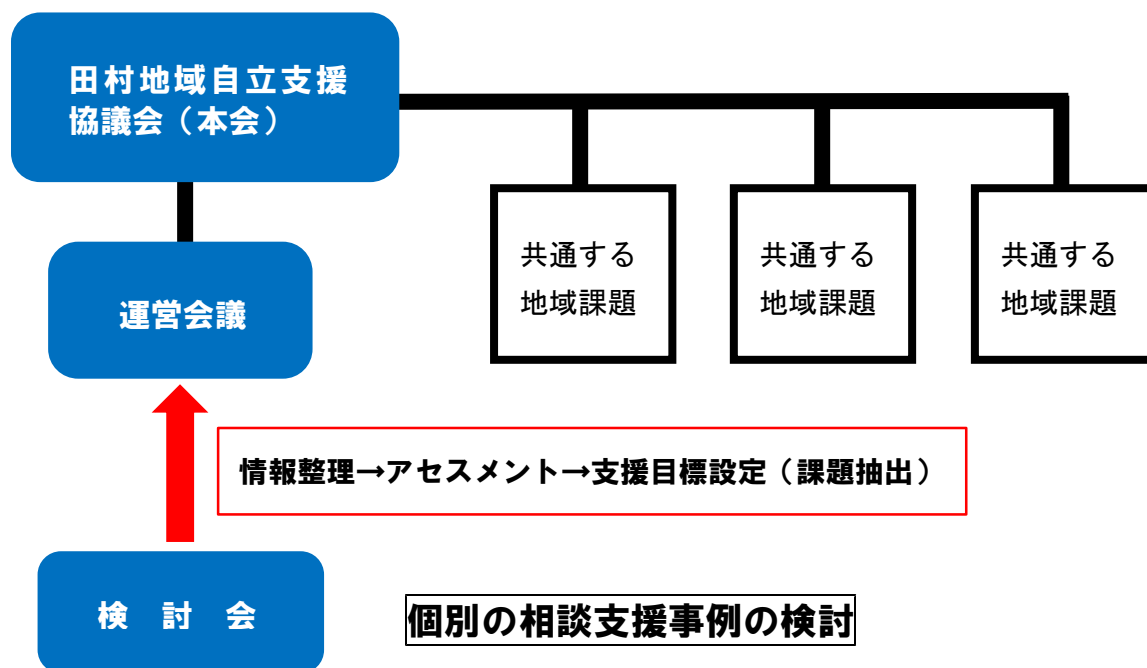
#### (1) 地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされています。

この協議会は、関係機関などが連携して、地域における障がいのある方への支援体制の課題などの情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を推進するための中核となるものです。

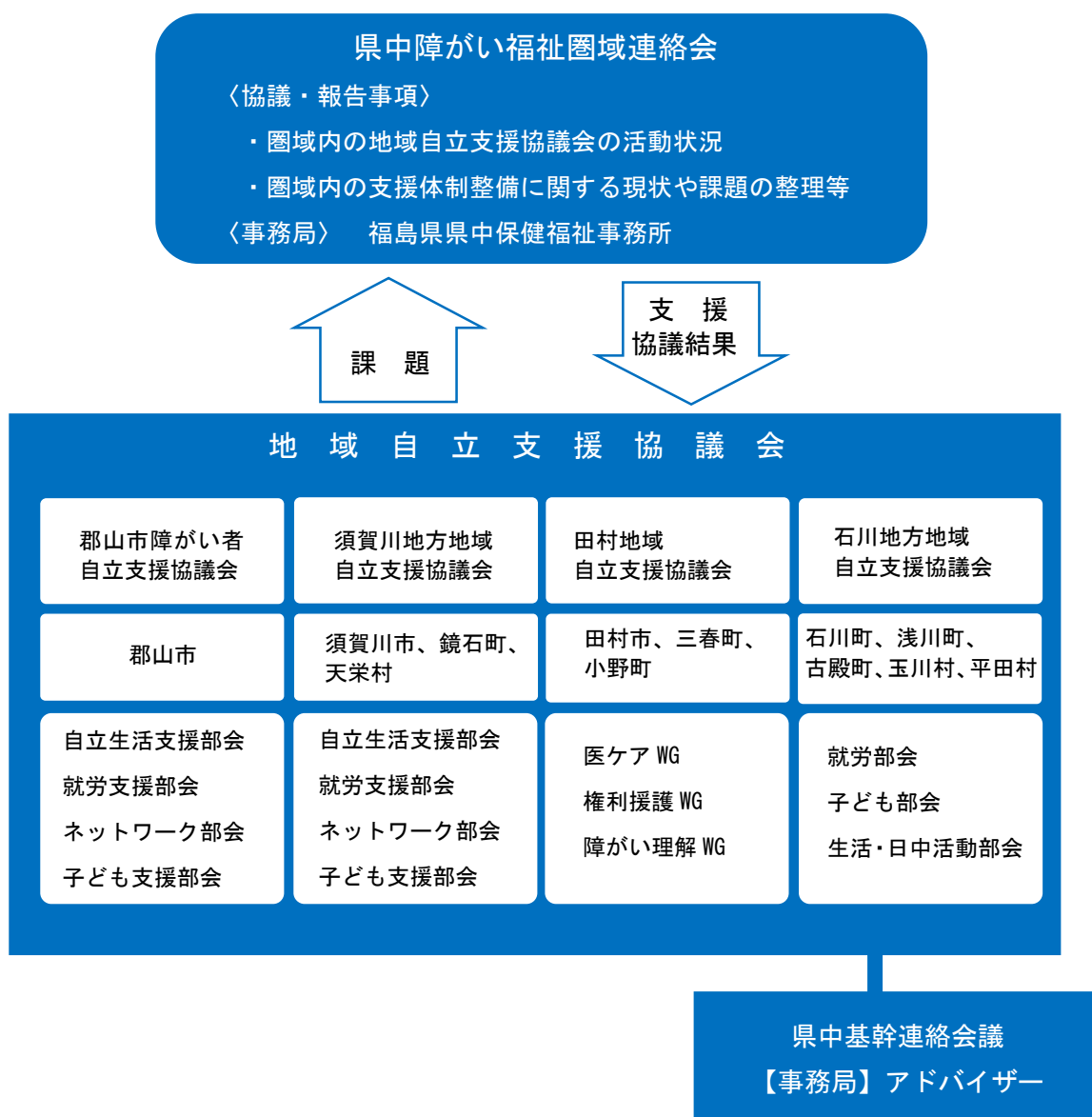
少子高齢化、核家族化、8050問題などの進展により、障がい当事者及び家族に係るニーズや支援内容が複雑化・多様化する中、令和5年度より、田村三市町（田村市、三春町、小野町）を圏域とした「田村地域自立支援協議会」が新たに設置されました。個別相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を田村地域全体で共有し、その課題を踏まえた地域サービス基盤の整備を進めて参ります。

#### 〈協議イメージ図〉



## (2) 福島県、近隣自治体との連携

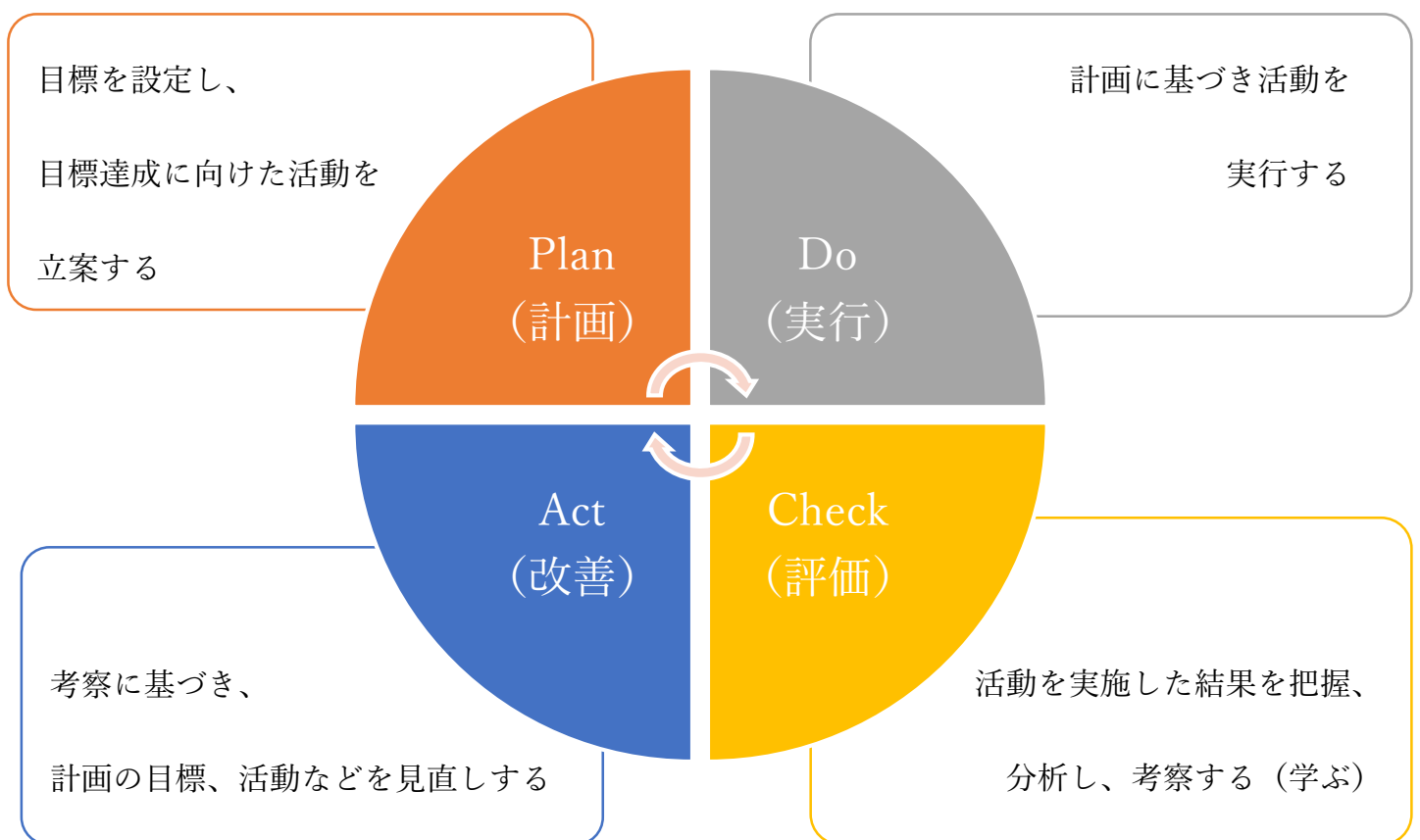
三春町単独での対応が困難な課題については、県中地域3市6町3村（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「県中障がい福祉圏域連絡会」において、圏域内の支援体制整備に関する現状や課題の整理を行うとともに、より必要な体制については県に対して要望していきます。



## 2 計画の進行管理

障がい福祉サービス等が、障がい者のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、進行管理を行う三春町障がい者計画等検討委員会において達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策や事業の実施に反映していきます。

### 第7期三春町障がい福祉計画におけるPDCAサイクル



第7期 三春町障がい福祉計画  
第3期 三春町障がい児福祉計画  
令和6年3月作成

編集 三春町 保健福祉課

発行 三春町

〒963-7796

福島県田村郡三春町字大町1番地の2

電話 0247-62-2111 (代表)

0247-62-3166 (直通)

FAX 0247-62-0202

E-mail [fukushi@town.miharu.fukushima.jp](mailto:fukushi@town.miharu.fukushima.jp)